

函館市企業局総合評価審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市企業局が試行する総合評価落札方式による入札の実施に当たり、審議、評価等を行うことを目的として設置する函館市企業局総合評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議、評価等を行う。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う建設工事の選定
- (2) 落札者決定基準の決定
- (3) 入札者の技術的所見に対する審査および評価
- (4) 学識経験者への意見聴取
- (5) その他総合評価落札方式による入札に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 審査会の委員長は管理部長をもって充て、副委員長は上下水道部長および交通部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を臨時の委員として任命することができる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第5条 委員長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴くため、審査会に特別委員を置く。

- 2 特別委員は、2人以上とし、公営企業管理者（以下「管理者」とい

う。)が委嘱する。

- 3 特別委員の委嘱期間は、原則2年とする。
- 4 特別委員は、再委嘱することができる。
- 5 特別委員は、審査会の審議、評価等に加わらないものとする。

(検討部会)

第6条 審査会に、あらかじめ入札者の技術的所見を審査するための検討部会を置く。

- 2 検討部会は、土木系の工事を対象とする土木系検討部会および建築系の工事を対象とする建築系検討部会の2つの部会とする。
- 3 検討部会は、部会長および委員をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を臨時の委員として任命することができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長または副委員長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議、評価等の結果については、出席者の過半数で決定するものとし、可否同数の場合は、委員長が決定するものとする。
- 4 検討部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 検討部会は、部会長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務)

第8条 審査会および検討部会に関する事務は、管理部経理課において行う。

(委任)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

函館市企業局総合評価審査会	
委員長	管理部長
副委員長	上下水道部長
	交通部長
委員	管理部次長
	上下水道部次長
	上下水道部管路整備室長
	交通部次長
	上下水道部計画・管路担当課長
	上下水道部浄水課長
	上下水道部終末処理場長
	交通部施設課長
特別委員	学識経験者 2人以上

※ 函館市企業局辞令交付式規程（平成 23 年函館市企業局規程第 16 号）第 2 条第 5 号アにより表の右欄に掲げる職位を命ぜられた者が、同号イにより他の職位を兼務しているときは、同号アにより命ぜられた職位による委員とし、二以上の委員を兼ねることは、認めない。

別表 2

土木系検討部会	
部会長	上下水道部計画・管路担当課長
委員	上下水道部維持管理担当課長
	上下水道部浄水課長
	上下水道部終末処理場長
	上下水道部温泉等担当課長
	交通部施設課長

建築系検討部会	
部会長	上下水道部浄水課長
委員	上下水道部終末処理場長
	上下水道部温泉等担当課長

※ 函館市企業局辞令交付式規程第2条第5号イによる兼務の辞令を受けている者が、同一の検討部会において表の右欄に掲げる職名の複数に該当するときは、同号アによる職名に対応する委員とし、委員の兼務は行わない。